

利根町告示第73号

令和4年第3回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月23日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和4年9月2日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和4年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 2	金	本 会 議	開会 報告第7号～報告第8号 提出議案説明 議案第55号～議案第64号 決算審査特別委員会付託 議案第65号～議案第71号 利根町議会議員定数調査特別委員会報告 委員会提出議案第2号 請願第2号委員会付託	午前10時
2	9. 3	土	休 会	議案調査	
3	9. 4	日	休 会	議案調査	
4	9. 5	月	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
5	9. 6	火	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
6	9. 7	水	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
			委 員 会	厚生文教常任委員会〈請願第2号審査〉	午後2時
7	9. 8	木	休 会	議案調査	
8	9. 9	金	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
9	9. 10	土	休 会	議案調査	
10	9. 11	日	休 会	議案調査	
11	9. 12	月	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
12	9. 13	火	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
13	9. 14	水	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
14	9. 15	木	休 会	議案調査	
15	9. 16	金	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第55号～議案第71号 委員会提出議案第2号 請願第2号 議員提出議案第2号 閉会	午前10時

令和4年第3回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和4年9月2日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長	青木正道君
政策企画課長	布袋哲朗君
財政課長	蜂谷忠義君
防災危機管理課長	亀谷英一君
税務課長	大越達也君
住民課長	松永重生君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	松本浩睦君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大越聖之君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	清水敬子君
会計課長	本谷幸洋君
学校教育課長	中村寛之君

生涯学習課長	桜井保夫君
指導課長	丹晴幸君
代表監査委員	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長	宮本正裕
書記	荒井裕二
書記	辰尾尚美

1. 会議録署名議員

6番	石山肖子君
7番	花嶋美清雄君

1. 議事日程

---

議事日程第1号

令和4年9月2日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第7号 令和3年度利根町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第4 報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第55号 利根町地方創生応援基金条例
- 日程第6 議案第56号 利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例
- 日程第7 議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第59号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第60号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第62号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第63号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第16 議案第66号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第67号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第68号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第69号 令和3年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第70号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 利根町議会議員定数調査特別委員会報告
- 日程第23 委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書
- 日程第25 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第7号
- 日程第4 報告第8号
- 日程第5 議案第55号
- 日程第6 議案第56号
- 日程第7 議案第57号
- 日程第8 議案第58号
- 日程第9 議案第59号
- 日程第10 議案第60号
- 日程第11 議案第61号
- 日程第12 議案第62号
- 日程第13 議案第63号
- 日程第14 議案第64号
- 日程第15 議案第65号
- 日程第16 議案第66号
- 日程第17 議案第67号
- 日程第18 議案第68号
- 日程第19 議案第69号

- 日程第20 議案第70号  
日程第21 議案第71号  
日程第22 利根町議会議員定数調査特別委員会報告  
日程第23 委員会提出議案第2号  
日程第24 請願第2号  
日程第25 休会の件
- 

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

閉会中において、議長により、7番花嶋美清雄議員をICT化特別委員会の委員として指名をいたしました。

次に、陳情を4件受け付けております。

次に、議員派遣の報告です。

閉会中において2件の議員派遣を行っております。詳細はタブレットを御確認ください。

次に、監査委員より、令和4年5月分から令和4年7月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により

6番 石山 肖子 議員

7番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月16日までの通算15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳はタブレットに掲載したとおりであります。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和4年第3回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、今年は3年ぶりに行動制限のない夏となり、人の移動が活発化したことや感染力の高いBA.5株への置き換わりなどにより、7月から8月にかけて全国的に感染者が大幅に増加する事態となりました。直近の状況では、今週月曜日、6週間ぶりに全国の新規感染者が10万人を下回り、県内の感染状況も前の週の同じ曜日との比較では減少傾向にあります。しかし、依然として高い水準にあることは変わりなく、政府は、感染拡大による医療現場の逼迫や感染防止と社会経済活動の両立を実現していくために、感染者の全数把握の見直しなど、ウイズコロナに向けた対応を加速させていくとしております。

町民の皆様には基本的な感染対策の徹底をお願いしているところでございますが、町といたしましても、感染拡大防止と社会経済活動の回復に注力してまいります。

次に、国内の経済状況に目を向けますと、先月、内閣府が発表した月例経済報告によりますと、景気の基調判断を緩やかに持ち直しているとし、3か月ぶりに引き上げた7月の判断を維持しました。その一方で、先行きについては、世界的な金融引締めによる海外の景気の下ぶれが、国内の景気の下押しするリスクになるとして、警戒感を強めております。

町といたしましては、刻々と変化する状況に的確に対応し、町民の皆様の暮らしを支え、社会経済活動の活性化について進めてまいります。

それでは、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げます。

町政運営や今年度の主要事業の取組状況を皆様にご説明し、町政全般への御意見をお伺いする町政懇談会を、11月12日に文化センターにて開催いたします。皆様からの貴重な御意見を直接伺う機会となります。多くの皆様にご参加いただきたいと思いますと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2年連続で中止となっておりました、地区と町との合同防災訓練でございますが、今年度こそは実施できるよう現在、準備を進めているところでございます。できるだけ多くの地区に参加していただけるよう、各区長や役員の方々に訓練参加のお願いを説明に伺っております。その成果もあり、前回の訓練よりも多くの地区から参加の承諾をいただいております。災害時には、自助・共助・公助

の連携が重要となります。多くの自主防災組織に御参加いただき、訓練を通じて地域と連携した防災力の強化につながればと考えております。

続きまして、4年ぶりの開催となる利根町民運動会でございますが、来月8日に、利根中学校第1グラウンドにて開催予定となっております。今回の運動会は、新型コロナウイルス感染対策を考慮した運動会として接触を避ける工夫をした競技内容としており、時間を短縮しての開催となります。町民の皆様の健康増進や町民相互の融和を図れるよう、また、子供から高齢者までの幅広い年齢層の方々が、気軽に楽しく参加できるスポーツイベントとして、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

次に、3年ぶりに開催された花火大会について申し上げます。8月20日に開催された第45回利根町民納涼花火大会ですが、今回初めて、町民主催の実行委員会を立ち上げ、イベントの内容や感染対策等を何度も協議し、開催に向けて準備を進めてまいりました。当日はあいにくの雨模様となってしまいましたが、悪天候にもかかわらず町内外から多くの方々に御来場いただき、おかげさまで大きな事故やトラブルもなく、盛況のうちに大会を終えることができました。開催に当たり、多大なる御尽力をいただきました観光協会、実行委員会、商工会、関係各位の皆様をはじめ賛助金をお寄せいただいた各区、自治会、企業、町民の皆様方へ、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、3回目となりました孺恋村自然体験交流事業でございますが、8月22日から1泊2日で群馬県の孺恋村で実施いたしました。町内各小中学校の5・6年生20名と、孺恋村からは6年生12名の参加があり、豊かな自然の下、バラギ湖でのトレッキングや天体観測を行い、親睦を深めました。また、孺恋村郷土資料館や鎌原観音堂、鬼押し出し園を見学し、天明3年に起こった浅間山の大噴火や自然環境について学びました。今後も孺恋村の児童と交流活動を行い、自然体験を通して歴史、文化等の学習機会を提供し、さらに充実した交流事業としてまいります。

最後に、住民自治基本条例でございますが、私が1期目の選挙公約として掲げたもので、対話型行政を実践するために住民自治基本条例を推進したものであります。この条例の進捗状況でございますが、平成30年8月に利根町自治基本条例検討委員会を立ち上げ、様々な立場の方に委員として携わっていただき、本年7月28日まで27回、検討委員会で十分な議論をしていただき、条例案をまとめていただきました。そして、利根町みんなのまち基本条例（案）という形で、8月25日から住民説明会やパブリックコメントを行っており、町民の皆様の意見を伺った上で、12月の議会に上程する予定でございます。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本定例会は決算認定の議会でもありますので、ここで令和3年度の決算状況について申し上げます。

令和3年度の普通会計決算ですが、決算統計ベースで歳入総額は70億3,025万7,000円、歳出総額は67億5,072万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支は2億



7,880万8,000円となりました。

歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は、前年度と比較して3億1,400万3,000円の増で、全体の44.1%を占めております。

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を表す公債費負担比率につきましては、令和3年度は6.7%で、前年度と比べ0.4ポイント改善しました。また、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率につきましても84.4%と、前年度と比べて4.1ポイント改善しました。

次に、財政の健全化を判断する上で大切な指標であります健全化判断比率を見ますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率については黒字のため、算定されませんでした。実質公債費比率につきましては、令和3年度は1.5%で、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額よりも充当可能財源の額が上回ったため、算定されておられません。

このような中でも自主財源の確保はなかなか難しい状況にありますので、今後も引き続き行財政改革のさらなる推進と創意工夫により、健全な財政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が2件、条例の制定や改正が3件、補正予算が7件、決算認定が7件の合計19件の御審議をお願いするものであります。

報告第7号は、令和3年度利根町一般会計継続費の精算報告についてで、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第8号は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

議案第55号は、利根町地方創生応援基金条例で、地域再生法第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、利根町地方創生応援基金を条例で制定したいので提案するものでございます。

議案第56号は、利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例で、令和5年4月1日から小学校1校に統合された後も、旧小学校となる場所を含め、引き続き3か所に児童クラブを設置したいことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、児童クラブの設置及び管理に関する条例を制定したいので提案するものでございます。

議案第57号は、利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例で、利根町空家等対策協議会において、新たに文地区、布川地区、文間地区、東文間地区からの代表を委員とし、空家等の適正管理の充たを図るため提案するものでございます。

議案第58号は、令和4年利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ4億

8,803万1,000円を追加し、総額を68億9,123万4,000円とし、債務負担行為の追加及び廃止、地方債の変更をするものでございます。

議案第59号は、令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ5,483万3,000円を追加し、総額を21億5,184万1,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ2,083万5,000円を追加し、総額を1億5,943万7,000円とするものでございます。

議案第60号は、令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,749万4,000円を追加し、総額を3億25万9,000円とするものでございます。

議案第61号は、令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ149万9,000円を追加し、総額を3,201万8,000円とするものでございます。

議案第62号は、令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ4,854万4,000円を追加し、総額を16億6,779万円とするものでございます。

議案第63号は、令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ294万9,000円を追加し、総額を1,608万7,000円とするものでございます。

議案第64号は、令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ215万1,000円を追加し、総額を5億8,198万5,000円とするものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第3，報告第7号 令和3年度利根町一般会計継続費の精算報告について及び日程第4，報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件について報告を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 報告第7号 令和3年度利根町一般会計継続費の精算報告についてを補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものでございます。

款7土木費，項3都市計画費，事業名が「大平地区計画策定業務委託」でございまして、令和2年度から令和3年度までの2か年の継続事業が終了したことにより報告するものでございます。全体計画の総額が1,210万円，最終支出済額も同額で1,210万円でございます。

なお、年度ごとの年割額，支出済額，年割額と支出済額の差につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

次に、報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して御説明申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

1、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率につきましては、一般会計及び町営霊園事業特別会計を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合であり、各会計とも黒字であるため、比率が算定されておられません。なお、早期健全化基準は15%となります。

連結実質赤字比率につきましては、一般会計など全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合であり、全会計の合計が黒字であるため、比率が算定されておられません。なお、早期健全化基準は20%となります。

実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する地方債の元利償還金、公債費に準ずるものを加えた額の標準財政規模に対する比率となります。実質公債費比率は1.5%であり、早期健全化基準25%を大きく下回っております。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来負担する実質的な負債の返済に充てることができる基金、地方債現在高等に係る交付税措置見込額等の充当可能財源等の見込み額が将来負担する実質的な負債額を上回ったため、比率が算定されておられません。なお、早期健全化基準は350%となります。

2、資金不足比率でございます。

公営企業公共下水道事業特別会計にかかる資金不足比率につきましては、資金不足額の事業規模に対する比率であり黒字であるため、比率が算定されておられません。なお、経営健全化基準は20%となります。いずれにつきましても、早期健全化基準等には該当しない結果となっております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第55号 利根町地方創生応援基金条例から日程第7、議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第55号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第55号 利根町地方創生応援基金条例につきまして補足して御説明いたします。

初めに、本条例を今回上程させていただきました経緯でございますが、利根町においても「利根町まち・ひと・しごと創生推進計画」に定める事業を迅速に進めるために、企業版ふるさと納税の導入をすることにいたしました。企業版ふるさと納税については、国の事業認定が必要なことから、今年度初めに国に事業認定の申請を行い、7月に事業が認定されました。そこで、この事業により寄附された寄附金を適切に管理するための基金を設置する必要があることから上程させていただきました。

まず、提案理由でございます。

地域再生法、平成17年法律第24号第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を適正に管理し、「利根町まち・ひと・しごと創生推進計画」に定める事業に要する経費の財源に充てるため、利根町地方創生応援基金を条例で制定したいので提案するものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

第1条は、設置規定でございます。地方再生法、平成17年法律第24号第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関し、法人から寄附された寄附金を「利根町まち・ひと・しごと創生推進計画」に定める事業に要する経費の財源に充てるため、利根町地方創生応援基金を設置するとしております。

第2条は、積立金に関する規定でございます。第1項では基金は寄附された寄附金の額を積み立てるものとし、第2項で基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。第3項では基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れなければならないとしております。

第3条は、基金の管理に関する規定でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

第4条は、処分、取崩しに関する規定でございます。基金は、「利根町まち・ひと・しごと創生推進計画」に定める事業の経費の財源に充てる場合に限り、その一部または全部を処分することができるとしておりますので、それ以外の事業には充当できない規定となっております。

第5条は、委任に関する規定でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてしております。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第56号について、花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第56号 利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の条例制定の提案理由でございますが、現在の児童クラブの実施施設は、三つの小

学校にそれぞれ設置しておりますが、利根町立学校設置条例の一部を改正する条例、令和3年利根町条例第2号により、令和5年4月1日から小学校が1校に統合された後も、旧小学校となる場所も含め、引き続き3か所に児童クラブを設置したいことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、児童クラブの設置及び管理に関する条例を制定したいので提案するものでございます。

これまで児童クラブは、利根町放課後児童クラブ事業実施規則の規定に基づき、各小学校においての事業として実施してまいりましたが、小学校の統合に伴い、利根小学校以外は学校施設から用途変更されることとなりますので、これを機に、3か所全部の児童クラブについて新たに設置及び管理に関する条例として制定し、施設の適正な管理運営を行うことを目的として整備するものでございます。

それでは、提案しました条例につきまして御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第1条は設置規定でありまして、この条例は、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業を行うため、利根町児童クラブを設置するとしてのものでございます。

第2条は各クラブの名称及び位置について規定しております。

第3条はクラブの設備及び運営につきましては、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められている基準を順守しなければならないと規定しております。

第4条はクラブを運営するため配置する支援員等について、第5条はクラブを利用できる対象児童について、第6条はクラブの開級時間、第7条は閉級日を規定しております。

第8条は入級の許可等を、第9条は入級の取消しについて規定しております。

第10条はクラブ費について、第11条はクラブ費の免除、第12条はクラブ費の返還について、第13条は退級届について、第14条は委任規定でございます。

次に、附則でございますが、第1項の施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は準備行為で、令和5年4月1日からクラブを利用するためには、施行期日前に入級手続等を行うことができるとしております。

第3項は経過措置といたしまして、児童クラブ事業に係る処分として、この条例の施行日前にされたクラブの入級決定などの処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定により、されたものとみなします。

議案第56号の説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第57号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、利根町空家等対策協議会において、新たに文地区、布川地区、文間地区、東文間地区からの代表を委員とし、町内にある空家等の適正管理の充実を図るため提案するものでございます。

それでは、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

第11条第1項中の10人を14人に改め、同条第2項中第9号を第10号とし、第9号に別表を掲げる地区から各1人を加える。

附則の次に、別表を加える。地区名、区域、文地区、早尾、大平、横須賀、羽根野、上曾根、下曾根、下井、押付新田、中田切、羽根野台、早尾台、もえぎ野台。布川地区、押付本田、内宿、浜宿、馬場、谷原、中宿、上柳宿、下柳宿、三番割、布川台、白鷺の街、八幡台、利根ニュータウン、四季の丘、利根フレッシュタウン。文間地区、奥山、押戸、大房、立木。東文間地区、羽中、福木、中谷、立崎、加納新田、惣新田、東奥山新田。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第57号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第55号から議案第57号までの3件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月16日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第8、議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第58号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1、追加事項で、小学校児童通学用バス運行業務委託でございますが、こちらは小学校統合後の利根小学校への通学用バスの運行業務委託で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は8,191万4,000円とするものです。

2、廃止事項で、公用車リース事業でございますが、こちらはリースを予定していたハイブリット車につきまして、今年度中に納車ができないことから、廃止するものです。

6ページをお願いします。

第3表，地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的で，臨時財政対策債は，令和4年度発行可能額の確定により1,077万7,000円を減額し，限度額を5,522万3,000円とするものです。

次に，過疎対策事業債は，令和4年度の一時協議分の発行可能額が示されたことにより2,620万円を減額し，限度額を5億6,670万円とするものです。

10ページをお願いします。

続きまして，歳入につきまして御説明申し上げます。

款9地方特例交付金，目1地方特例交付金は97万6,000円を増額するもので，減収補填，特例交付金の令和4年度の交付額決定によるものです。

款10地方交付税，目1地方交付税は2億6,079万5,000円を増額するもので，令和4年度の普通交付税の交付額が決定したことによるものです。

なお，普通交付税の総額は21億6,079万5,000円となっております。

款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金は493万3,000円を増額するもので，子どものための教育・保育給付費交付金は479万7,000円の増額で，これは，保育士等処遇改善臨時特例月額3%程度の賃金改善におきまして，9月まで補助金扱いでしたが，10月以降は公定価格による加算に変更されたための増額及び地域型保育給付費の3歳未満児の入所が当初見込みより増えたことによるものです。

子育てのための施設等利用給付交付金は13万6,000円の増額で，これは，私立幼稚園，新制度移行の園を除く園の利用児童が当初の見込みより増えたことによるものです。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は3,439万2,000円を増額するもので，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4,231万5,000円の増額で，これは，今回の補正予算に計上いたしました新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域経済，住民生活の支援等するための地方単独事業となります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油高騰分は792万3,000円の減額で，これは，原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための原油高騰分事業で，これまでに予算計上している対象事業費が交付限度額を超えているため，プレミアム商品券事業の事業費の一部を一般財源に組み替えることによるものでございます。

次に，目2民生費国庫補助金は23万9,000円を増額するもので，子ども・子育て支援交付金は，放課後児童対策事業のICT化を図るため，児童クラブの連絡帳の電子化及び放課後児童支援員のオンライン研修事項等のためのICT機器の導入によるものです。

次に，目3衛生費国庫補助金は107万8,000円を増額するもので，新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は，5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票作成，封入，封緘業務の委託をすることによるものです。

款15県支出金，目1民生費県負担金は203万8,000円を増額するもので，先ほど，款14国

庫支出金，目1民生費国庫負担金で御説明しました事業の県費負担金となります。

11ページをお願いします。

項2県補助金，目1総務費県補助金は2万4,000円を増額するもので，市町村事務処理特例交付金は，令和4年度の交付額が確定したことによるものです。

次に，目2民生費県補助金は697万6,000円を増額するもので，子ども・子育て支援交付金は，先ほど，款14国庫支出金，項2国庫補助金，目2民生費国庫補助金で説明いたしました事業の県補助金となります。

子どものための教育・保育給付費，地方単独費用補助金は，款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金で説明した事業の1号認定の子供に対する県補助金となります。

茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金事務費補助金は，新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で，県独自に低所得の子育て世帯に対し支給する給付金に係る給付事業の事務費となります。

茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金は，先ほど説明しました，茨城県独自の給付金に係る給付事業の事業費1人当たり5万円給付となります。

項3県委託金，目1総務費県委託金は7,000円を減額するもので，就業構造基本調査委託金は，令和4年度の交付額が確定したことによるものです。

款16財産収入，目1不動産売払収入は208万円を増額するもので，押付地区河川防災ステーションの整備に伴い，押付本田共同墓地の代替地の払い下げによるものでございます。

款17寄附金，目1一般寄附金は1,000万円を増額するもので，こちらは，8月12日に東京都三鷹市在住の渡邊道雄様より，町のために役立ててほしいとのことで寄附がございましたことから計上したものです。

次に，目2総務費寄附金は100万円を増額するもので，利根町地方創生応援給付金は，利根町が令和4年7月に地方創生応援税制，企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けたことに伴い，企業版ふるさと納税による寄附金募集を開始いたしますので，これにより見込まれる給付金の計上となります。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は1,778万4,000円を減額するもので，これは，普通交付税や繰越金の確定により歳入が増額となったことから，財政調整基金へ繰り戻すものです。

12ページをお願いいたします。

項2特別会計繰入金，目1国民健康保険特別会計事業勘定繰入金から目5公共下水道事業特別会計繰入金までの五つの特別会計で総額2,666万7,000円を増額するもので，各特別会計の令和3年度決算に伴い，事業費確定による精算として余剰金を一般会計に繰り入れるものです。

款19繰越金は1億7,740万5,000円を増額するもので，前年度繰越金でございます。

款20諸収入，目3雑入は1,419万6,000円を増額するもので，内訳といたしまして，雑入



で、雇用保険料個人負担金立替分が会計年度任用職員の新規採用及び保険料率が上がったことにより1万円の増、利根消防署建設工事実施設計精算金が、実施設計の事業費が確定したことにより598万5,000円の増、利根消防署建設用地盛土造成工事精算金が、新庁舎建設工事に伴う盛土工事の事業費が確定したことにより700万9,000円の増、過年度低所得者保険料軽減負担金追加交付が、介護保険料において前年度の軽減対象者が確定したことにより54万9000円の増、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業業務受託料が、令和4年度の契約見込金額が決定したことにより64万3,000円の増となるものです。

款21町債、目1臨時財政対策債は1,077万7,000円を減額するもので、令和4年度起債発行可能額の確定によるものです。

次に、目2過疎対策事業債は2,620万円を減額するもので、令和4年度の一時協議分の発行可能額が示されたことにより、図書館整備費事業で2,600万円の減。また、生涯学習センター整備事業は、工事を職員が行うため20万円の減となるものです。

14ページをお願いします。

続きまして、歳出でございますが、款1議会費から款9教育費までの節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の職員給与費につきましては、人事異動に伴う各種手当認定の見直し、職員共済組合負担率及び追加費用負担率の確定によるものですので、それ以外のものについて御説明申し上げます。

款1議会費、目1議会費は33万1,000円を増額するもので、職員給与費を除き、議会活動費で71万円を減額するもの。こちらは、議員期末手当において、去年の人事院勧告によるものでございます。

款2総務費、目1一般管理費は1,813万8,000円を増額するもので、職員給与費を除き、15ページをお願いします。人事給与事務費コロナ交付金は150万6,000円の増額で、検体管理システムを導入し、職員の出勤状況をパソコンのシステム上で管理することによりまして、職員が新型コロナに罹患した場合に、接触等の可能性がある住民及び職員への迅速な対応を可能とさせるものでございます。

次に、目2秘書公聴費は22万7,000円を増額するもので、広報事業で現在使用しているパソコンの動作が遅く、また、正常に作動しないときがあるため、業務に支障を来すので買い換えるものです。

次に、目5財産管理費は8万3,000円を増額するもので、共用備品管理で公用車賃借料は、今年度リース予定であったハイブリット車の納入が困難なことから減額をするものです。共用備品は、10月から採用される新規職員3名及び会計年度任用職員3名分の机、椅子の購入費用となります。

16ページをお願いします。

次に、目6企画費は298万円を増額するもので、ふれあいタクシー運行業務は23万円の増額で、今年度増車したタクシーの無線機の利用料、無線機の購入費用となります。公共

交通対策事業コロナ交付金は275万円の増額で、新型コロナ禍における原油価格や物価の高騰により、事業経営に影響を受けている運輸事業者等5社に対し、所有台数1台当たり5万円を支援する費用となります。

次に、目7地域振興費は88万円を増額するもので、地域振興事業は8万7,000円の増額で、阿見町に二所ノ関部屋が開所したことに伴い、相互の協力、連携関係を構築し、地域振興を図るため、二所ノ関部屋へ利根町産コシヒカリ5俵の購入費用となります。

大学との連携事業コロナ交付金は57万3,000円の増額で、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により事業経営に影響を受けている学校法人日本ウェルネススポーツ大学の大学生生活支援のため、利根町産コシヒカリ10俵を支援する費用と、学校法人日本ウェルネススポーツ大学、グローバルビジネス専門学校に新型コロナウイルス感染症対策を支援するための費用となります。

利根町地方創生応援寄附金募集事業は22万円の増額で、17ページをお願いいたします。利根町が令和4年7月に地方創生応援税制、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けたことに伴い、企業版ふるさと納税による寄附金募集を開始するため、募集に係るマッチング支援事業の委託をする費用となります。

次に、目9行政事務改善費は109万7,000円を増額するもので、電子自治体推進事業は、故障している職員用ノートパソコン8台分の修繕費となります。

項2徴税费、目1税務総務費は、職員給与費の補正となっています。

次に、目2賦課徴収費は105万6,000円を増額するもので、税務関係、電算事務費は19万9,000円の増額で、令和5年4月に導入される納付書のQRコードについて、金融機関でテストを行うためにQRコードを印字した用紙が必要であるための印刷製本費、徴収事務費は85万7,000円の増額で、10月から採用する会計年度任用職員1名分の人件費の費用となります。

18ページをお願いいたします。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は、職員給与費の補正となっています。

19ページをお願いします。

項5統計調査費、目2諸統計調査費は1万2,000円を減額するもので、就業構造基本調査は、今回実施する調査区や調査員数などが確定したことにより補正するものです。

款3民生費、目1社会福祉総務費は1,353万7,000円を増額するもので、職員給与費を除き、20ページをお願いします。社会福祉関係総務費は175万8,000円の増額で、10月から採用する会計年度任用職員2名分の人件費の費用となります。

自立支援医療事業は28万5,000円の増額で、21ページをお願いします。令和3年度の障害者医療国庫負担金確定に伴う返還金となります。

障害福祉サービス事業は1,029万4,000円の増額で、令和3年度の障害児入所給付費等国庫負担金確定に伴う返還金で218万円の増額及び障害者自立支援給付費国庫負担金確定に

伴う返還金で811万4,000円の増額となります。

特別児童扶養手当進達事業は5,000円の増額で、令和3年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金確定に伴う返還金となります。

利根町社会福祉施設感染症対策事業コロナ交付金は180万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格、物価高騰により影響を受ける町内の介護保険施設、障害者福祉施設を支援するため、定員51名以上の施設5施設に1施設当たり30万円、定員50名以下の施設3施設に1施設当たり10万円の支援金を支給する費用となります。

次に、目2老人福祉費は104万円を増額するもので、高齢者等買い物弱者移動販売支援補助金は200万円の減額で、この補助金は移動販売事業の赤字分の一部を補助するものですが、今年度は補助金の申請がなかったため減額するものです。

高齢者世帯、エアコン購入費助成事業コロナ交付金は250万円の増額で、22ページをお願いします。高齢者世帯エアコン購入費助成事業の対象件数を当初100件見込んでいましたが、50件増える見込みですので増額するものです。

単位老人クラブ感染症対策支援事業コロナ交付金は54万円の増額で、単位老人クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための物品購入の支援金として1クラブ当たり3万円の支援金を支給するものです。

次に、目4医療総務費は303万1,000円を減額するもので、職員給与費を除き、国民健康保険特別会計繰出金は239万8,000円の減額で、23ページをお願いします。令和3年度の国民健康保険業務に携わる職員の人件費及び出産・育児一時金の減額に伴うものでございます。

次に、目7介護保険費は178万8,000円を増額するもので、介護保険特別会計繰出金は67万6,000円の増額で、システム改修対応経費、令和3年度分低所得者保険料軽減負担確定により77万4,000円の増額と、人件費、包括支援センター職員健康づくり推進員が9万1,000円の減額、これによるものでございます。

介護サービス事業特別会計繰出金は111万2,000円の増額で、包括支援センターにおける会計年度任用職員において退職予定者であった現職員1名を年度末まで継続雇用をするものです。

次に、目9保健福祉センター費は297万6,000円を減額するもので、職員給与費を除き、保健福祉センター運営事業は2万7,000円の増額で、会計年度任用職員運転手の雇用保険料率が上がったことによる社会保険料の増額及び運転手が替わったことによる通勤手当の増額となります。

24ページをお願いします。

保健福祉センター運営事業コロナ交付金は140万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、消耗品として大型扇風機7台の購入費用、工事請負費として、洋式トイレ8か所の便座を自動除菌温水洗浄便座への改修をする費用、備品購入費として

サーキュレーター3台の購入費用となります。

次に、目10後期高齢者医療費は9万4,000円を増額するもので、職員給与費を除き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は5万2,000円を増額で、口腔機能のハイリスクアプローチのため、個別評価を行うための歯科衛生士の謝礼及び、25ページをお願いします。健康教育用のパンフレット、咀嚼力判定ガム、訪問用のバッグや体温計などの消耗品の購入費用の増額、ハイリスクアプローチ対象者が見込みより少なかったことによる郵送料の減額、聴診器はダブルスコープからシングルスコープへ変更したことにより減額となります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は501万3,000円を増額するもので、職員給与費を除き、茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金事業は652万1,000円を増額で、歳入でも御説明しました、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、県独自に低所得の子育て世帯に対し給付金を支給するもので、通知等の用紙を購入するための消耗品、給付金の支給通知等の郵送料としての通信運搬費、給付金の口座振込の手数料、26ページをお願いします。1人当たり5万円を130人分給付するための茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金となります。

目2児童措置費は1,166万9,000円を増額するもので、保育所委託料支給事業は234万8,000円を増額で、これは歳入でも御説明しました、保育士等処遇改善臨時特例月額3%程度の賃金改善は9月までは補助金扱いでしたが、10月以降は公定価格による加算に変更されたため、保育所の委託料が増額するものです。なお、対象施設は、文間保育園、東文間保育園及び町内在住の児童が通う管外の保育園となります。

施設型給付費支給事業は351万6,000円を増額で、これは先ほど御説明しました、保育所委託料支給事業と同じ理由で、施設型給付費が増額するものです。なお、対象施設は、布川保育園、利根二葉幼稚園、利根大和幼稚園及び町内在住の児童が通う管外の幼稚園となります。

地域型保育給付費支給事業は393万2,000円を増額で、これは先ほど御説明しました、保育所委託料支給事業、施設型給付費支給事業と同じ理由で65万4,000円を増額及び3歳未満児の入所が当初見込みより増えたことにより327万8,000円を増額となりまして、地域型保育給付費が増額するものです。なお、対象施設は、もえぎ野わかば保育園及び町内在住の児童が通う管外の事業所内保育所となります。

施設等医療給付事業は27万3,000円を増額で、これは歳入でも御説明しました、私立幼稚園新制度移行の園を除く園の利用児童が、当初見込みより増えたことによるものです。

保育所等補助金事業コロナ交付金は160万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格、物価高騰により影響を受ける町内の保育所等施設を支援するため、布川保育園、文間保育園、東文間保育園、利根二葉幼稚園、利根大和幼稚園に30万円、もえぎ野わかば保育園に10万円を交付するものです。

27ページをお願いします。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は175万円を増額するもので、放課後児童対策事業は、令和5年度の小学校統合に向け、各児童クラブにおいて適切に利用児童の管理を行うため、連絡帳の電子化や放課後児童支援員がオンライン研修の受講等ができるようICT化の導入をするもので、今年度は初期導入費用として、タブレットカバー、保護フィルム等の消耗品費、Wi-Fi費用としての通信運搬費、ICT化の初期導入のための業務委託費、タブレットパソコン10台分の購入費用となります。

款4衛生費、目1保健衛生総務費は79万円を減額するもので、職員給与費を除き保健衛生事務費は67万9,000円を増額で、28ページをお願いします。令和3年度の取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費においてPCR検査センターの運営費の追加費用及び患者が減ったことにより、負担金が増額するものです。

次に、目2予防費は267万8,000円を増額するもので、感染症予防対策事業は107万8,000円を増額で、歳入でも説明いたしましたが、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種にかかる予診票作成、封入、封緘業務の委託料の計上となります。

感染症予防対策事業コロナ交付金は160万円を増額で、新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援金は、発熱外来を実施している医療機関1診療所に20万円を交付するものです。

原油高騰対策医療機関支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格、物価高騰により影響を受ける町内の医療機関、診療所5か所、歯科医院6か所、薬局3か所に1医療機関10万円を交付するものでございます。なお、国保診療所は、町の医療機関のため、支援金の交付はしておりません。

次に、目4環境衛生費は職員給与費の補正となっております。

29ページをお願いします。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費及び看護、農林水産業費、目1農業委員会費につきましても、職員給与費の補正となっております。

30ページをお願いします。

次に、目2農業総務費につきましても、職員給与費の補正となっております。

次に、目4水田農業対策費は333万2,000円を減額するもので、主食用水稲生産継続支援対策事業は事業完了により、通信運搬費及び補助金の減額をするものです。

31ページをお願いします。

款6商工費、目1商工総務費は93万6,000円を増額するもので、職員給与費の補正となっております。

次に、目2商工振興費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、原油高騰分が交付限度額を超えたため、プレミアム商品券事業につきまして一部の財源792万3,000円を一般財源に組み替えるものです。

款 7 土木費，目 1 道路橋梁総務費は，職員給与費の補正となっております。

32ページをお願いします。

項 3 都市計画費，目 1 都市計画総務費につきましても，職員給与費の補正となっております。

款 8 消防費，目 1 常備消防費は775万4,000円を増額するもので，広域消防費は，利根消防署新庁舎建設工事におきまして，建築資材等の高騰により，稲敷地方広域市町村圏事務組合への負担金が増額となるものです。

次に，目 2 非常備消防費は221万7,000円を減額するもので，総合運営費は，33ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響により，県南南部支部地区操法大会が中止となったため，費用弁償，事業費，負担金，補助金の費用を減額するものです。

次に，目 4 水防費は22万4,000円を減額するもので，広域水防費は，利根川水系連合総合水防演習が，新型コロナウイルス感染症の影響により，演習への参加は取手市消防団のみとなり，利根町消防団への出動要請がなくなったことにより，費用弁償を減額するものです。

款 9 教育費，目 2 事務局費は，職員給与費の補正となっております。

34ページをお願いします。

次に，教育研究指導費におきましても，職員給与費の補正となっております。

35ページをお願いします。

項 2 小学校費，目 1 学校管理費は476万5,000円を増額するもので，職員給与費を除き，小学校施設管理事業コロナ交付金は630万6,000円の増額で，布川小学校保健室空調設備更新工事は契約差金が生じたことによる減，文間小学校外部トイレ改修工事は，新型コロナウイルス感染症対策として，外部トイレの洋式化，自動除菌温水洗浄便座への改修と，利用者の安全確保のため，老朽化が進んでいる建物の改修を行うものです。

項 3 中学校費，目 1 学校管理費は572万9,000円を増額するもので，職員給与費を除き，36ページをお願いします。中学校施設管理事業コロナ交付金は530万円の増額で，利根中学校特別教室空調設備工事は，新型コロナウイルス感染症対策として，子供たちが安全安心な学校生活を過ごせるよう，特別教室，美術室，音楽室第二に空調設備を整備するものです。

利根中学校保健室空調設備更新工事は，契約差金が生じたことによる減額となります。

項 4 社会教育費，目 1 社会教育総務費は，職員給与費の補正となっております。

37ページをお願いします。

次に，目 2 文化センター費は113万円を増額するもので，文化センター管理事業コロナ交付金は，新型コロナウイルス感染症対策として，1階トイレ4か所の洋式トイレの便座を自動除菌温水洗浄便座への改修を行うものです。

次に，目 3 生涯学習センター費は101万7,000円を増額するもので，生涯学習センター管

理事業は27万3,000円の減額で、減額のタイル改修工事について、職員において対応するための減額と、生涯学習センター管理事業コロナ交付金は129万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策として、1階トイレ5か所、2階トイレ3か所の洋式トイレの便座を自動除菌温水洗浄便座への改修を行うものです。

次に、目5資料館費は94万8,000円を増額するもので、資料館管理事業コロナ交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として屋外トイレ3か所の洋式化、自動除菌温水洗浄便座への改修を行うものです。

次に、目8図書館費は、図書館の空調設備更新工事について、一部経費について過疎対策事業債から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を組み替えるものです。

項5保健体育費、目1保健体育総務費は10万円を増額するもので、保健体育事業は、利根町スポーツ大会出場奨励金で、利根町剣友会が第56回全国道場少年剣道大会に出場するため、奨励金の計上となります。

38ページをお願いします。

款11諸支出金、目1財政調整基金費は1億3,870万3,000円を増額するもので、地方財政法第7条の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、目5減債基金費は1億円を増額するもので、過疎対策事業債など起債の償還に備えるため、基金に積み立てるものです。

次に、目6利根町都市計画事業基金費は69万4,000円を増額するもので、令和3年度分の都市計画税収納額の確定により、都市計画区域内の下水道整備に係る起債償還分を除いた額を基金に積み立てるものです。

次に、目7利根町防災基金費は1万7,000円を増額するもので、これは、地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度まで個人住民税均等割に1,000円加算されておりまして、このうち、令和3年度個人町民税の均等割の500円の加算分の額が確定したので、利根町防災基金に積み立てるものです。

次に、目9利根町公共公益施設維持整備基金費は2億999万9,000円を増額するもので、庁舎をはじめ各施設の老朽化が進んでおり、今後の改修に備えるための基金に積み立てるものです。また、歳入で御説明いたしました、寄附金1,000万円につきましては、現在、この寄附金を活用した事業の検討を進めているところですので、事業が決まるまでこの基金に一時的に積み立てるものです。

次に、目10利根町地方創生応援基金費は100万円を増額するもので、歳入でも御説明しましたが、利根町が令和4年7月に地方創生応援税制、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けたことに伴い、企業版ふるさと納税による寄附金募集を開始いたしますので、これにより寄附された寄附金を基金に積み立てるものです。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩をいたします。再開を11時30分とします。

午前11時19分休憩

---

午前11時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第59号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第59号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款4繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金で239万8,000円を減額するものでございます。これは、職員の人事異動に伴う職員給与費等の繰入金を減額するものでございます。

次に、項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で2,000万円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので、当初繰入金分の一部を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、款5繰越金，項1繰越金，目1繰越金で7,723万1,000円を増額するものでございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

7ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費で239万8,000円を減額するものでございます。これは、職員の人事異動等に伴う給与費でございます。

次に、款7基金積立金，項1基金積立金，目1財政調整基金費で5,230万5,000円を増額するものでございます。これは、利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定によりまして、前年度繰越金の2分の1以上の金額を基金へ積み立てるものでございます。

8ページをお開き願います。

次に、款8諸支出金，項2繰出金，目2一般会計繰出金で492万6,000円を増額するものでございます。これは、令和3年度の職員給与費等繰入金と出産・育児一時金等繰入金の精算に伴い、超過となった繰入金を一般会計に返還するものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。



14ページをお開き願います。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,195万1,000円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので、基金繰入金分を全額繰り戻すものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金で3,278万6,000円を増額するものでございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

15ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は255万6,000円を減額するもので、内訳といたしまして、職員の人事異動に伴う職員給与費を332万6,000円減額し、来年の令和5年4月から、保険医療機関や薬局において原則として義務化されるオンライン資格確認の導入費用として、委託料と備品購入費77万円を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

款3基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金費で2,339万1,000円を増額するもので、先ほどの事業勘定同様に、前年度の繰越金の2分の1以上の金額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第60号及び議案第61号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第60号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で27万2,000円の増額です。これは、利根西部地区経営体育成基盤整備事業に伴い発生する既設圧送管移設設計業務委託において、物件移転補償費の対象にならない消費税分を計上するものです。

次に、款5繰越金、目1繰越金で1,450万2,000円の増額です。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、款6諸収入、項1雑入、目1雑入で272万円の増額です。これは、利根西部地区経営体育成基盤整備事業に伴い発生する既設圧送管移設設計業務委託の物件移転補償費でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で243万1,000円の増額でございます。これは、4月の人事異動及び共済負担金の確定に伴い、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で532万円の減額です。また、節24積立金で、利根町公共下水道事

業特別会計財政調整基金条例第2条第2項に基づき、繰越金のうち2分の1以上の775万1,000円を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で865万3,000円の増額でございます。これは、4月の人事異動及び共済負担金の確定に伴い、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で566万1,000円の増額です。

6ページをお願いいたします。

また、節12委託料、既設圧送管移設設計業務委託で299万2,000円の増額となるものでございます。

続きまして、款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金で641万円の増額でございます。これは、節27繰出金で、歳入補正総額1,749万4,000円から歳出補正額1,108万4,000円を差し引いた641万円を一般会計に繰出しするものでございます。

議案第60号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第61号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で26万6,000円の減額です。これは、令和3年度の予算が確定し、余剰金88万2,000円から利根町営霊園漏電埋没配線改修工事費61万6,000円を差し引いた額でございます。

次に、款4繰越金、目1繰越金で176万5,000円の増額です。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費で149万9,000円の増額でございます。これは、節14工事請負費、利根町営霊園漏電埋没配線改修工事費で61万6,000円の増額。また、節24積立金で、利根町営霊園事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定により、前年度繰越金の2分の1以上の88万3,000円を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

議案第61号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第62号及び議案第63号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第62号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金は20万8,000円を減額するものです。こちらは、人事異動等に伴い、要する費用の見直しを行い、その38.5%の国負担分を減額するものでございます。

次に、目6介護保険事業補助金で4万4,000円を増額するものです。こちらは、10月の

介護報酬改定等に伴い、必要となるシステム改修費用の2分の1に相当する額を国が補助するものです。

次に、款5 県支出金，項3 県補助金，目2 地域支援事業交付金で10万4,000円を減額するものです。こちらは、人事異動等に伴い、要する費用の見直しを行い、その19.25%の県負担分を減額するものでございます。

次に、款6 繰入金，項1 一般会計繰入金，目2 一般会計繰入金で4万4,000円の増額をするものです。こちらは、介護報酬改定等に伴う事務費に要する経費について、2分の1の町負担分の繰り入れでございます。

次に、目3 地域支援事業繰入金で6,000円を増額するものです。こちらは、雇用保険料率の変更に伴う増額でございます。

次に、目4 地域支援事業繰入金で10万4,000円を減額するものです。こちらは、人事異動等に伴い要する費用の見直しを行い、19.25%の町負担分を減額するものでございます。

次に、目5 低所得者保険料，軽減繰入金で73万円の減額をするものです。こちらは、一般会計に交付された国庫及び県からの負担金について、町負担分を合わせて介護保険特別会計に繰り入れをするもので、前年度の保険料軽減対象者の確定に伴い追加交付されるものです。

次に、款7 繰越金，項1 繰越金で4,813万3,000円を増額するものです。こちらは、前年度決算額確定に伴う繰越金でございます。

次に、款8 諸収入，項2 雑入で3,000円を増額するものです。こちらは、雇用保険料率の変更に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いします。

款1 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費で8万8,000円を増額するものです。こちらは、10月の介護報酬改定等に伴い、制度改正に対応できるようシステムを改修するものでございます。

次に、款3 地域支援事業費，項1 包括的支援事業任意事業費，目1 総務費で54万1,000円を減額するものです。こちらは、人事異動等に伴う職員手当の見直し、また、共済負担金の確定によるものです。

8ページをお願いします。

項3 一般介護予防事業費で9,000円を増額するものです。こちらは、雇用保険料率変更に伴う増額でございます。

次に、款5 基金積立金，項1 基金積立金，目1 介護給付費基金積立金で2,287万3,000円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う基金への積立金でございます。

次に、款6 諸支出金，項1 償還金及び還付加算金，目2 償還金で1,475万8,000円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う国，県及び支払基金への返還金でございます。

次に、項2繰出金、目1一般会計繰出金で1,135万7,000円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う町への返還金です。

議案第62号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第63号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の4ページをお開き願います。

款2繰入金、項1一般会計繰入金で111万2,000円を増額するものです。こちらは、退職予定であった会計年度任用職員の継続雇用に伴う報酬及び期末手当の予算が必要となるため、一般会計からの繰入れをするものでございます。

次に、款3繰越金、項1繰越金で182万3,000円を増額するものです。こちらは、令和3年度の繰越金で余剰金を繰り出し、一般会計に精算するものでございます。

次に、款4諸収入、項1雑入で1万4,000円を増額するものです。こちらは、雇用保険料率変更に伴う個人負担立替分の増額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いします。

款1サービス事業費、項1居宅介護予防支援事業費で112万6,000円を増額するものです。こちらは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、退職予定であった会計年度任用職員の継続雇用に伴う報酬及び期末手当の予算が必要となるための増額でございます。

次に、款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金で182万3,000円を増額するものです。こちらは、令和3年度の決算額確定に伴う一般会計への精算分でございます。

議案第63号の補足説明は以上でございます。

大変失礼しました。訂正させていただきたい部分がございます。

議案第62号、6ページでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金の説明の中で、私、減額というふうに説明してしまいましたが、実際は増額ということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第64号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、令和3年度の後期高齢者医療事業の精算確定に伴い、関係諸費を増額するものでございます。

最後の4ページを御覧ください。

歳入でございますが、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で215万1,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で215万1,000円を増額するものでございます。こちらは、令和3年度の決算確定に伴う一般会計への精算分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第58号から議案第64号までの7件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月16日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第15、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21、議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第71号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、代表監査委員に審査意見の報告を求めます。

飯塚正夫代表監査委員。

〔代表監査委員飯塚正夫君登壇〕

○代表監査委員（飯塚正夫君） 監査委員の飯塚でございます。細かい数字で大変お疲れのところもう少し我慢していただいて、決算報告をさせていただきます。

報告する前に、一言お話をさせてください。今回の決算審査は、監査委員として私、初めてで、今の管理職の皆さんは昔一緒に仕事した方々なので職員も少しやりづらいところがあったと思っておりますけれども、今回は自分でやっていた職務の反省含め、また、民間人の経験も含め、今の現在の民間人の経験も含め、審査を行いました。職員にしてみれば何でそんなこと聞くんだよみたいなことも聞かせていただいて審査したということでございます。しかし、皆さん気を悪くしないで、協力的にスムーズに完了した次第でございます。

それでは、令和3年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果について報告いたします。

審査は、去る8月4日、9日、10日の3日間にわたり、若泉監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定に基づき行いました。

審査対象は、令和3年度利根町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。特別

会計は、国民健康保険が事業勘定と施設勘定の2会計、公共下水道、町営霊園事業、介護保険、介護サービス事業及び高齢者医療の7会計であります。

審査に当たりましては、町長から提出されました決算に関する各書類が地方自治法、町条例、関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうかと、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係職員の説明を聴取いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算と決算事項及び明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、かつ、計数は、関係帳簿並びにその他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務は適正に処理されておりました。

次に、今回の決算のまとめについて述べさせていただきます。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止を余儀なくされたものの、景気悪化による食費等の物価高騰等に直面する低所得者の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金の支給や国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自の施策として、3密防止などの感染機会の削減や行動変容の徹底、住民生活、地域経済の維持、感染終息後の地域活性に向けた各種の事業が実施されております。

新規事業の主要事業としましては、どこの改良事業においても誰もが安心かつ快適な道路環境の整備を目的に、町道112号線、これは中谷から大房ですね、その112号線の道路拡幅工事が行われ、令和4年度中の事業完成が予定されております。また、立木地内、これ寺内ですね、地区においては、ちょうど1234号線外の道路拡幅工事が本格化し、狹隘道路拡幅解消に向け、事業が進んでおります。今後も町民の声に耳を傾けながら、必要な道路整備を実施するようお願いしたいと思っております。

次に、町営ドッグラン建設事業においては、野外に新たなコミュニティ形成の場を提供することで、地域経済に好循環をもたらすことを目的として、上曽根運動公園にドッグランを整備し、夕方に行きますと分かりますけれども、町内の多くの方が快適に利用されております。

あと、まちなか・商店街活性化事業においては、外部専門家指導の下、若者会議「とねまち未来ラボ」や経営に関する知識が学べる「とねまち起業塾」の開催、空き店舗を活用したチャレンジショップの整備や空き店舗バンクの創設などにより、起業家への包括的な創設支援制度やシステム構築が行われています。この事業に関して、直接ではないのですが、人を介してですけれども、ある大手会社の重役でございますけれども、内容がとってもよかったというふうに言っていたそうでございます。この事業の今後の進め方に対して期待をしております。

次に、防災対策事業において、消火栓の新設、老朽化に伴う修繕及び小型動力消防ポンプ積載車購入などの防火体制の強化が図られております。また、小学校統合においては、

布川小学校にスクールバスロータリー及び駐車場の整備が行われました。また、エレベーター棟、バリアフリートイレ等の改修工事の設計業務の委託が行われるなど、統合に向けた準備が行われております。

また、ここはちょっと細かい数字が入ってきます。一般会計歳入歳出決算については、歳入合計70億2,538万2,000円、歳出合計67億4,762万円、歳入差引残額は2億7,776万2,000円であります。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億7,740万5,000円となります。一般会計の基金は、令和3年度末現在が24億4,824万1,000円。前年度と比較しますと1億1,047万5,000円の増額となっております。

町の財政構造の弾力性を判断する指標である経営収支比率については、令和3年度は84.4%で、前年度と比較すると4.1ポイント改善しておるものの、引き続き事業の優先度を精査し、経常経費の削減に努めることのほか、歳入歳出の両面から、常に創意工夫を図りながら財政運営に当たられることなどをお願いいたします。

次に、一般会計の歳入。前年度と比較しますと、国庫支出金が大幅に減少しており、歳入全体では11億9,256万4,000円。14.5%減ですね。減少となっております。自主財源である町税の収納率の向上や受益者負担金の適正化を図るとともに、国県の補助金をあらゆる財源の確保に努めるようお願いいたします。

次に、歳出でございます。前年度と比較しますと、総務土木費及び教育費が減少しており、民生費が増加しております。歳出全体では12億3,567万3,000円。15.5%のマイナスでございます。減少となっております。

次に、今回の審査の中で、今後の予算編成に対して何点か検討をお願いしたことがございました。

一つ目は、団体への補助金であります。ここ二、三年は新型コロナウイルス感染の影響による事業の中止もありますけれども、補助事業実績報告書において、団体への補助金を上回る次年度への繰越金がある場合には、その内容次第ではありますが、次年度の補助金の見直しも必要と考えます。

二つ目は、土地の賃借料ですね。賃借料を長年払っている場合に賃借料の見直し、その物件の購入も含め、どちらが経済的であるかなどの検討でございます。これは具体的に話しますと、長期に賃借料を払うと、購入価格を上回る可能性があることが考えられます。ただ、これも地主との様々な関係があるので何とも言えないところもありますと思いますが、検討をお願いしたところでございます。

あと、これからのこと以外もそうですが、予算編成時から従来の慣例にとられることなく柔軟性を持った発想で、皆さんから頂いた金を一円たりとも無駄にしないといったような感覚を持って、限られた財源の経済的、効率的、効果的な活用に努め、最小の経費で最大の効果を上げることで、安定した行財政運営をされるよう切望いたします。

次は、審査の中で、業務課の効率化で経費を約30%削減した課があります。なかなかそ

れできそうでできない改善で、なるほどといったことで経費を削減したところがありました。このことに対して、審査終了後、町長に話をしたところ、オーバーワークなのでかなり心配していた課でいろいろな指示をしたと話しておりましたが、それを機に改善を図ったものと思われます。これと同じ改善ですが、どの課でもできるかどうかは難しいところがあると思いますけれども、その課にあった改善があると思いますので、創意工夫をして経費の削減に努めていただくことを強くお願いいたします。

次に、七つの特別会計の収入未済額は6,119万1,000円で、前年度と比較しますと382万3,000円減少しておりますが、引き続き、収入未済額の圧縮に向け、効果的な取組を推進し、町税の確保をお願いいたします。

最後になりますけれども、長引く新型コロナウイルス感染症はまだ終息の兆しが見えず、経済へのさらなる影響が懸念されることと併せ、少子高齢化で、本町においても財政はさらに厳しくなることが予想されます。こうした状況の中で、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営を行えるよう、私、公正普遍的な立場の監査委員としてお願いしたいことがあります。町長や職員だけでなく、議員の皆様も建設的議論を重ね、町全体が一丸となって、この町に住んでいる町民のため、また、これからこの町に移住したくなるような活気あるまちづくりに取り組まれることを期待します。

以上、審査報告を終わりです。以上です。

○議長（新井邦弘君） 審査意見の報告が終わりました。

議案第65号から議案第71号までの7件は、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託することとし、今定例会最終日の9月16日に討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから、決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、全員協議会にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後零時09分休憩

---

午後零時13分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算審査特別委員会、委員長、船川京子議員、副委員長、井原正光議員、以上です。

ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

決算審査特別委員会船川京子委員長。

〔決算審査特別委員長船川京子君登壇〕



○決算審査特別委員長（船川京子君） 委員長を務めさせていただきます船川京子です。真剣に取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程はタブレットに掲載したとおりであります。十分なる審査の上、今定例会最終日の9月16日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第22、利根町議会議員定数調査特別委員会報告を委員長に求めます。

利根町議会議員定数調査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔利根町議会議員定数調査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○利根町議会議員定数調査特別委員長（山崎誠一郎君） 利根町議会議員定数調査特別委員会委員長の山崎でございます。それでは、利根町議会議員定数調査特別委員会の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、少子高齢化の進展に伴い人口減少が進む本町において、住民の意見を政治、行政に反映すべき議会の役割と責任を十分に果たしていくため、本町議会における適正な議員定数について調査すべく、令和3年第4回利根町議会定例会最終日の12月10日に、議長を除く全議員で構成し、設置されたものでございます。

委員会協議は、会議を4回、町民の意見聴取会を1回開催しております。

まず、第1回目は令和4年1月19日に開催し、各委員の議員定数の考えについて意見交換を行いました。次に、第2回目は令和4年2月21日に開催しております。

なお、議会基本条例第16条に、議員の定数及び報酬の決定に当たっては「行財政改革の視点だけではなく、住民の意志の反映、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする」とあることから、人口や面積など全国の同規模町村の定数についての調査と町民の皆様の御意見を聴取する機会を設定し、前回の各委員の意見を踏まえ協議を行いました。

次に、第3回目は令和4年4月15日に開催しております。これまでの協議では、本町には約1万5,000という人口があるので、町民の声を行政に届けるためにも現状維持が望ましいとする意見と、人口減少が続く本町では議員の定数を削減し、少数精鋭で活発な議会運営を目指すことが望ましいとする意見に分かれました。

こうした状況で、令和4年6月25日に、議会報告会の後に町民意見聴取会を開催しております。この日、会場には85名を超える御来場をいただいております。この意見聴取会では様々な御意見を頂戴したわけではありますが、議員定数は現在の12名を維持するべきとする御意見、人口減少に伴い議員定数も見直し、少数精鋭で若い方に議員になってほしいなどの御意見を頂いておりますが、定数削減という意見のほうが多くございました。

なお、議会報告会と町民意見聴取会の様子はユーチューブにてライブ配信を行っており、また現在もアーカイブとして残っておりますので、町民の皆様もぜひ御覧いただきたいと思っております。

次に、第4回目の会議でございますが、これまでの調査研究と意見聴取会を踏まえまして、当委員会の意見を決定するため、令和4年8月9日に開催しました。議員定数についての採決の結果、定数12の現状維持が望ましいとする意見が井原委員、石井委員、片山委員の3名と、議員定数削減が望ましいとする意見が船川委員、若泉委員、五十嵐委員、花嶋委員、石山委員、大越副委員長の6名となり、当委員会の意見は議員定数削減が望ましいと決定いたしました。

次に、議員の適正数について10名が望ましいか、11名が望ましいかの採決を行いました。採決の結果、10名が望ましいという意見は若泉委員1名で、その他の委員は11名が望ましいという意見になり、当委員会の最終意見は議員の定数を11名にすることが望ましいと決定いたしました。

これで、当委員会は所期の目的は達成いたしましたので、調査終了とさせていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により、利根町議会議員定数調査特別委員会の経過と結果の報告といたします。以上であります。

○議長（新井邦弘君） 委員会報告が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第23、委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、説明を求めます。

利根町議会議員定数調査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔利根町議会議員定数調査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○利根町議会議員定数調査特別委員長（山崎誠一郎君） 利根町議会議員定数調査特別委員会委員長の山崎でございます。引き続き、委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、昨今の社会情勢、本町の財政状況や人口減少等を踏まえ、次期改選時からの議員定数を、現在の12人から1人減の11人に改めたいので提案するものでございます。利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、利根町議会の議員の定数を定める条例、これは、平成12年利根町条例第32号の一部を次のように改正するというものでございます。

本則中12人を11名に改めるというものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、施行日以降、初めてその期日を告示される告示される一般選挙から施行

するものであります。

説明は以上であります。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第2号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月16日に討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第24、請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書についてはタブレットに掲載したとおり、請願文書表により厚生文教常任委員会に付託することとします。

なお、厚生文教常任委員会の日程はタブレットに掲載したとおりです。十分なる審査の上、今定例会最終日の9月16日に委員会審査の結果及び結果の報告をされますようお願いいたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

9月3日及び9月4日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、次のように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回9月5日も、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時24分散会